

【 検 査 】

607 I g A腎症に対するアルブミン定量（尿）の算定について

《令和7年7月31日》

○ 取扱い

I g A腎症に対するD001「9」アルブミン定量（尿）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

アルブミン定量（尿）は、微量アルブミン尿の定量に用いられる検査である。また、厚生労働省通知※に「糖尿病又は糖尿病性早期腎症患者であって微量アルブミン尿を疑うもの（糖尿病性腎症第1期又は第2期のものに限る。）に対して行った場合に、3月に1回に限り算定できる。」と示されている。

腎症早期の尿蛋白はアルブミンに対して選択性が高いのに対し、I g A腎症の尿蛋白は非選択性である。したがって、I g A腎症では、いわゆる微量アルブミン尿を呈することはない。

以上のことから、I g A腎症に対するD001「9」アルブミン定量（尿）の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について